

12 危険物施設等関係

12-1 危険物施設

平成31年2月現在

	施設数
屋 内 貯 蔵 所	2
屋外タンク貯蔵所	10
屋内タンク貯蔵所	16
地下タンク貯蔵所	196
移動タンク貯蔵所	32
屋 外 貯 蔵 所	1
給 油 取 扱 所	24
一 般 取 扱 所	22
計	303

12-2 火薬類取扱所

平成25年7月現在

区 分	名 称 等	所 在 地	電 話 番 号
火薬庫外貯蔵庫	軽井沢警察署	軽井沢1323-485	0267-42-0110

12-3 高圧ガス取扱所

平成25年4月現在

区 分	名 称 等	所 在 地
高圧ガス製造施設許可施設 (1種)	軽井沢ガス(株)	大字長倉2696-1
	佐久浅間農協軽井沢野菜集出荷センター	大字長倉957
	軽井沢プリンスホテル イースト	大字軽井沢1016
	コーユー倶楽部軽井沢サロン	大字軽井沢834
	軽井沢風越公園スケートリンク	大字長倉182-3
	軽井沢風越公園アイスアリーナ	大字長倉182-3
	MLP軽井沢氷研究所	大字追分804-2

12-4 液化石油ガス取扱所

平成31年2月現在

区 分	施 設 名	供 給 業 者
特定供給設備	軽井沢プリンスホテル イースト	(株)松屋
	軽井沢72ゴルフ	〃
	練馬区立軽井沢少年自然の家	〃
	チャーチストリート軽井沢	軽井沢ガス(株)
	トッパングループ保養所	(株)サイサン軽井沢営業所

区 分	名 称	所 在 地
液化石油ガス販売事業者 (登録)	(株)井上	軽井沢東10-18
	(株)萬屋商店	軽井沢東11-1
	西軽プロパン	大字追分1063-2
	軽井沢ガス(株)	大字長倉2696-1
	長野日石(株)軽井沢営業所	大字長倉2014-1
	(株)松屋	大字長倉3058
	(株)サイサン軽井沢営業所	軽井沢東22-1

13 文教関係

13-1 教科書取扱業者

学 校 名	業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
軽井沢東部小学校	住吉屋書店(有)	佐久市岩村田782-2	0267-67-4331
軽井沢中部小学校			
軽井沢西部小学校			
軽井沢中学校	大阪屋書店	佐久市岩村田住吉3589	0267-67-5454

13-2 学用品調達先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
十二屋商店	軽井沢町大字長倉3060-1	0267-45-5368
しらやま商店	軽井沢町軽井沢東309	0267-42-3681
章文堂(有)	小諸市相生町2-2-4	0267-22-0651
小諸図書教材社	小諸市市町1-1-11	0267-23-0643
万年堂	小諸市相生町3-4-6	0267-22-3335

14 浅間山火山対策関係

14-1 浅間山火山対策会議設置要綱

(設置)

第1 浅間山の火山活動に伴う防災対策を総合的、計画的に推進するため浅間山火山対策会議(以下「火山対策会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 火山対策会議は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき責務を有する関係地域防災機関及び団体が、浅間山の火山活動に伴う防災対策を迅速かつ統一的に実施するために必要な基本的事項を協議する。

(関係地域防災機関・団体の責務)

第3 火山対策会議で協議決定した事項は、関係地域防災機関及び団体の防災対策に反映させるものとする。

(構成)

第4 火山対策会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(組織)

第5 火山対策会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は佐久地方事務所長をもってあて、副会長は会長が指名した者とする。

(職務)

第6 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7 火山対策会議の事務を処理するため、佐久地方事務所に事務局を置く。

(会議)

第8 火山対策会議は会長が招集し、その議長となる。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか火山対策会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月11日から施行する。

別表

佐久地方事務所長	小 諸 市 長	軽井沢測候所長
佐久建設事務所長	佐 久 市 長	東信森林管理署長
佐久保健所長	軽井沢町長	長野国道工事事務所長
小諸警察署長	御代田町長	N T T長野支店長
佐久警察署長	小諸市消防団長	
軽井沢警察署長	佐久市消防団長	
	軽井沢町消防団長	
	御代田町消防団長	
	佐久広域連合消防本部消防長	

14-2 浅間山火山対策会議確認事項

(昭和56年11月30日 対策会議で 協議決定)
(昭和57年4月27日 対策会議で 一部改正)
(昭和59年7月4日 対策会議で 一部改正)
(平成5年5月15日 5佐地総号外で一部訂正)
(平成7年6月6日 対策会議で 一部改正)
(平成13年7月13日 対策会議で 一部改正)
(平成16年3月15日 対策会議で 一部改正)

1 火山現象に関する情報の収集及び伝達について

- (1) 火山対策会議参加機関は、情報の収集に努め連絡協調を図ること。
- (2) 会長は、気象庁が発表する臨時火山情報を別表1の「浅間山火山情報伝達系統図」により迅速かつ的確に伝達すること。
- (3) 伝達を受けた機関は、関係機関に伝達するとともに、すみやかに地域住民及び滞在者等へ周知すること。

2 警戒配備体制について

臨時火山情報等の伝達を受けたときは、常時警戒配備体制をしく。

3 警戒区域の設定等について

- (1) 警戒区域及び規制は次のとおりとする。

ア 当分の間、火口から半径4 km以内を警戒区域とし当該区域は立入禁止とする。

ただし、気象庁が発表する火山情報等で提供される火山活動度レベル（以下「火山活動度レベル」という。）が「1」または「2」である場合、市町長は、警戒区域内に別表2に掲げる立入注意ルートを設定、立ち入らせることができるものとする。

なお、「当分の間」とは火山活動度レベルが「1」以上である間をいう。

イ 臨時火山情報若しくは緊急火山情報が発表され火山活動度レベルが「3」以上となった場合、又は噴火若しくは爆発した場合、市町長は直ちに火口から半径4 km以内を立入禁止とし、必要に応じて、これを上回る規制を行うものとする。

この場合において、関係市町長は、すみやかに放送施設、標識、案内板等により、地域住民及び滞在者等への周知を図るものとする。

- (2) 市町長は、(1)アの警戒区域を解除しようとするとき、又は立入注意ルート（別表2）を変更しようとするときは、火山対策会議の意見を聞いて行うこととする。

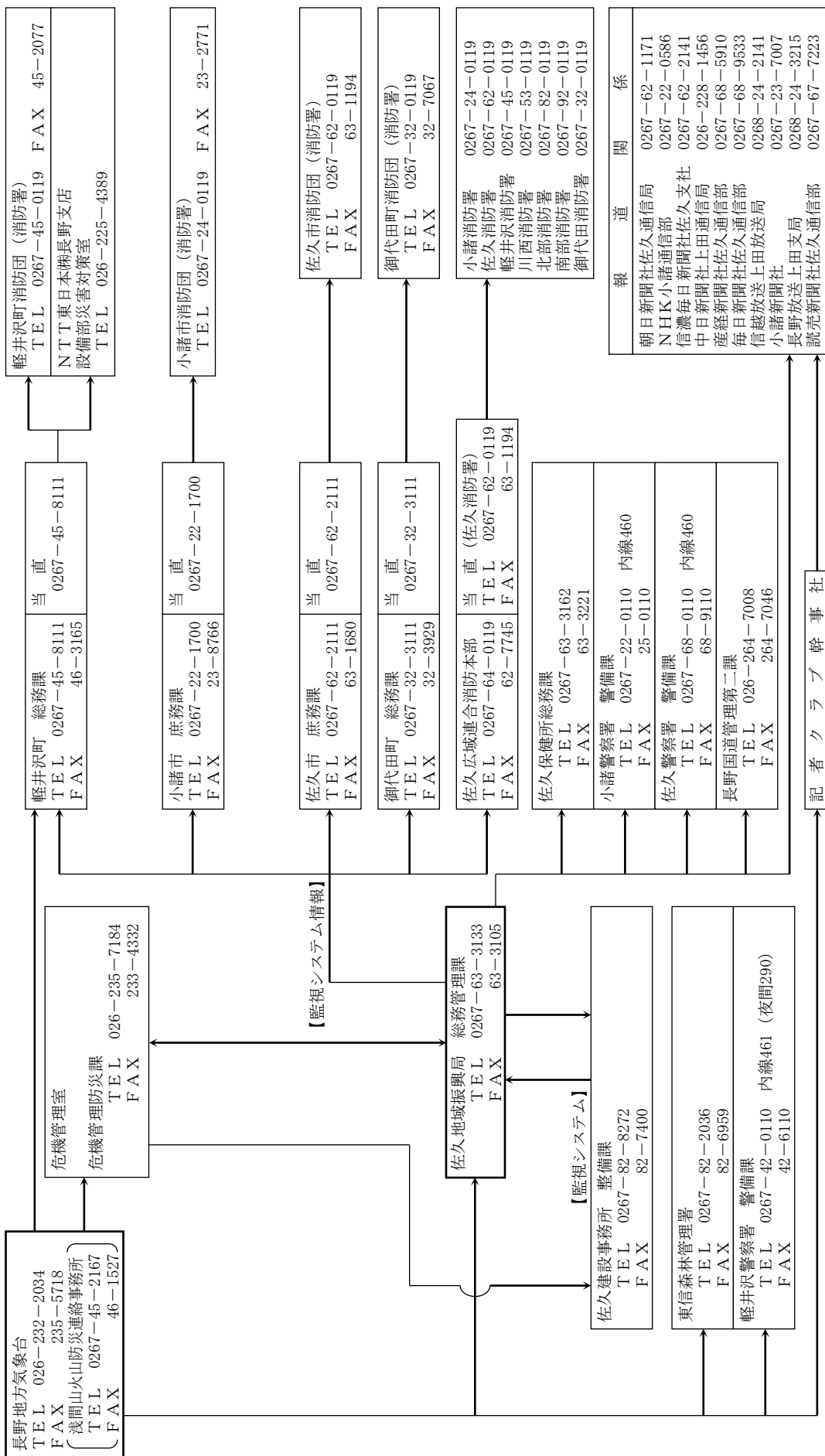
4 防災計画・防災業務計画の見直しについて

市町地域防災計画及び防災業務計画の見直しを行い防災、組織、避難、誘導対策等について毎年1回総点検すること。

別表 1

浅間山火山情報伝達系統図

(令和5年7月1日現在)



別表 2

浅間山警戒区域内立入注意ルート

火山活動度 レベル	立 入 注 意 ル ー ト
2	<p>ア 一の鳥居から火山館、湯の平口、賽の河原に至る登山道並びに草すべりを経て黒斑コースへ合流する登山道 (火山館コース)</p> <p>イ 車坂峠から槍ヶ鞘、トーミの頭、黒斑山、蛇骨岳、仙人岳、Jバンド、賽の河原を経て火山館コースに合流する登山道 (黒斑コース)</p> <p>ウ 峰の茶屋登山道入口より小浅間山頂へ至る登山道 (小浅間コース)</p> <p>エ 追分登山道入口より血の滝、血の池を経て石尊山頂へ至る登山道 (石尊山コース)</p>
1	上記の外、ア及びイから続く賽の河原から前掛山に至る登山道

14-3 浅間山の噴火警戒レベル表

予報 警報	対 象 範 囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火（1783年）の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ●中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している 【天明噴火（1783年）の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火（1783年）の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ●噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ●中噴火が切迫している 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ●小噴火の発生が予想される 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。（2007年12月現在、山頂火口から500m以内規制中）。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり 2007年12月現在の状態

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれもおおむねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口からおおむね4km以内に噴石飛散させる噴火とする（まれに噴石がおおむね4kmを超えることがある）。

注5) 小噴火とは、山頂火口からおおむね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

注6) この表では融雪型火山泥流を想定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

14-4 浅間山に係る警戒区域の設定について

軽井沢町告示第15号

浅間山の火山活動による危険を防止するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき、浅間山火口からの半径4キロメートル以内を警戒区域として設定し立入りを禁止する。ただし、噴火警戒レベルに応じて次のコースについては、立入りを認める。

1 噴火警戒レベルと立入りを認める登山道

(1) 噴火警戒レベル1及び2

ア 峰の茶屋コース（登山口から小浅間山まで登山可能）

イ 石尊山コース（登山口から石尊山まで登山可能）

(2) 噴火警戒レベル3

ア 火口から4km以内立入禁止（小浅間山及び石尊山の登山禁止）

2 期間

通年

3 施行

平成20年4月1日

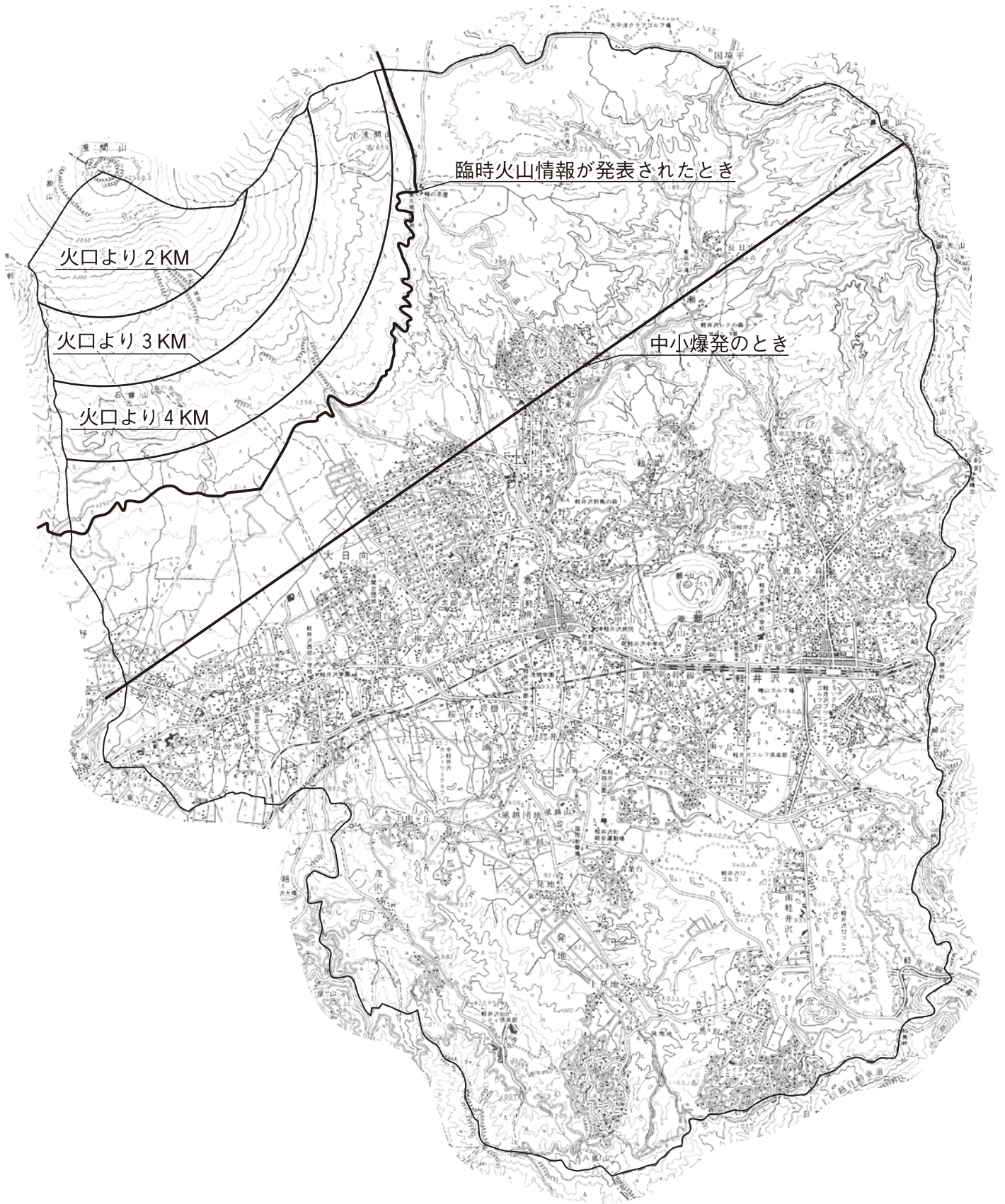
4 告示の廃止

平成7年輕井沢町告示第6号は、平成20年3月31日限り、廃止する。

平成20年4月1日

軽井沢町長

14-5 浅間山警戒区域



14-6 浅間山火山爆発に対する心構え

○ **日ごろから浅間山の煙を見る習慣をつける**

硫黄の臭い、煙の色はついているか、量は増えてきていないかなどが目やすです。

○ **北側の窓にはカーテンをつける**

昭和33年の大爆発のとき空振で発地区の方面までガラスの破損など被害がありました。

ガラスが飛びちらないようカーテンを取りつけるとか、アミ入りガラスをつかうなど工夫をしてください。

○ **「気象庁が発表する情報」に注意する**

火山性地震回数が増えるなど、活動に注意を要する異常が観測された場合は、気象庁から活動レベルに応じた「火口周辺警報」などが発表されます。情報が出されたからと言ってそれがすぐに爆発に結びつかない場合もあります。気象庁などが発表する情報に注意してください。

○ **浅間山の火口から4 kmは立入禁止**

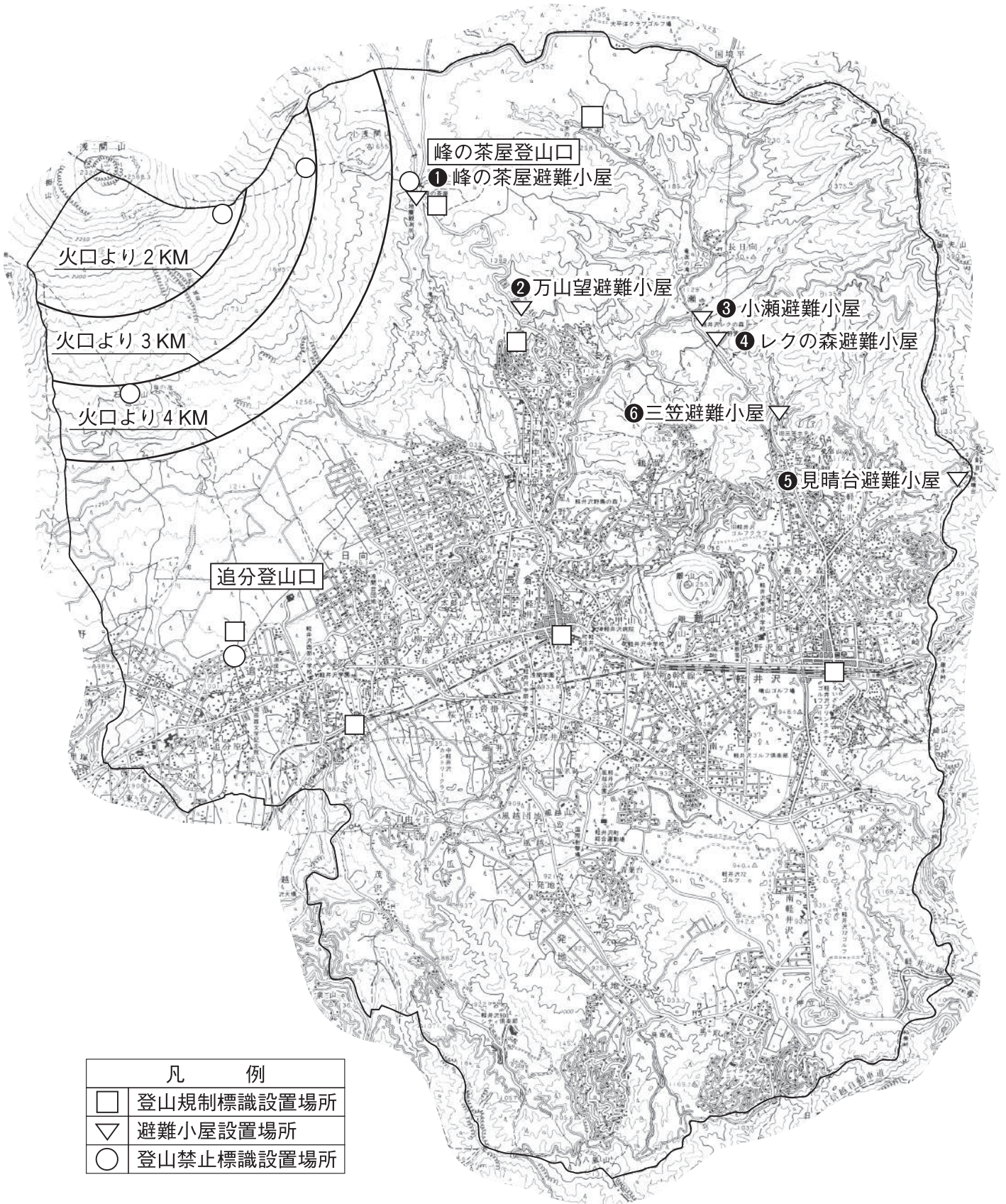
火口から4 kmは現在立入禁止になっています。

○ **爆発したら屋外には飛び出さない**

今までの例でも、特に大きい爆発でないかぎり人家への被害は比較的ないようですが、小さな噴石などが角度をもって降ってくる場合がありますので屋外には飛び出さないようにしてください。

車に乗っている場合でも車の中にいる方が安全です。学校や保育園などでは集団で行動し、外に逃げ出さないことが大切です。

14-7 浅間山登山禁止標識の設置場所及び避難小屋設置場所



14-8 浅間山火山防災協議会設置要綱

(目的)

第1条 浅間山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、浅間山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的に長野県、群馬県（以下「両県」という。）、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬭恋村（以下「周辺市町村」という。）が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 浅間山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 両県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 周辺市町村の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 防災訓練等の活動及び防災意識の啓発活動に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

(組織)

第4条 協議会に会長を1名置く。会長は、別表1中の第1号に掲げる者の協議により定めるものとし、任期は1年とする。ただし、再任することができる。

- 2 会長は、会務を総理する。また、会長が必要と認める場合には構成機関以外の者を協議会に出席させ、助言等を求めることができる。
- 3 協議会に副会長をおく。副会長は会長が指名し、任期は原則1年とする。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 協議会に監事をおく。監事は会長が指名し、任期は原則1年間とする。
- 6 監事は会計の状況及び会計を監査する。
- 7 協議会に幹事会を置き、連絡・協議事項について調整する。
- 8 幹事は協議会の構成機関の職員とし、別表2に掲げる者で構成する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときに招集し、議事進行は会長が務めるものとする。

- 2 協議会の出席者は第3条の別表1に掲げる者とする。ただし、噴火時等、臨時に開催する場合はこの限りではない。
- 3 協議会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させ

ることができる。

- 4 会議に付すべき議事のうち会長が必要と認めた議事は、協議会の構成員からの書面又は電磁的記録による意思表示により決議できるものとする。

(会長の専決処分)

第6条 会長は、会議を招集する余裕がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに会議に報告をするものとする。

(コアグループ会議)

第7条 協議会に、噴火時等の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

- 2 コアグループ会議は別表3に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の者を出席させ、助言等を求めることができる。

- 3 所掌事項に関する協議が必要とされる場合には、必要に応じコアグループ会議を開催するものとする。

(専門部会)

第8条 協議会に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局を置く。

- 2 事務局は、長野県佐久地域振興局総務管理課及び群馬県総務部危機管理課に交互に置き、期間は1年とする。

- 3 事務局には事務局長を置き、前項に規定する課室の長をもって充てる。

(予算及び予算の執行)

第11条 協議会の経理は協議会の議決を経て予算をもってこれを定め、決算はその認定に付する。

- 2 本会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 3 予算の執行は会長が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月24日から適用する。

この要綱は、平成21年7月2日から適用する。

この要綱は、平成23年8月16日から適用する。

この要綱は、平成25年8月8日から適用する。

この要綱の名称を「浅間山火山防災対策連絡会議設置要綱」から「浅間山火山防災協議会設置要綱」に改める。

この要綱は、平成25年12月18日から適用する。

この要綱は、平成28年3月28日から適用する。

この要綱は、平成28年10月18日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和1年11月29日から適用する。

この要綱は、令和2年3月19日から適用する。

この要綱は、令和3年3月26日から適用する。

この要綱は、令和4年1月17日から適用する。

この要綱は、令和4年12月19日から適用する。

【別表1】(第3条関係)

区分 (法第4条第2項中該当する号)	所属	職名	氏名	備考
都道府県 (第1号)	長野県	知事		
	群馬県	知事		
市町村 (第1号)	長野県小諸市	市長		
	長野県佐久市	市長		
	長野県北佐久郡軽井沢町	町長		
	長野県北佐久郡御代田町	町長		
	群馬県吾妻郡長野原町	町長		
	群馬県吾妻郡嬭恋村	村長		
地方気象台等 (第2号)	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター	所長		
	気象庁前橋地方気象台	台長		
	気象庁長野地方気象台	台長		
地方整備局 (第3号)	国土交通省関東地方整備局	局長		
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第12旅団	旅団長		
	陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長		
警察 (第5号)	長野県警察本部	本部長		
	群馬県警察本部	本部長		
消防 (第6号)	佐久広域連合消防本部	消防長		
	吾妻広域消防本部	消防長		
	高崎市等広域消防局	消防局長		
火山専門家 (第7号)	東京大学	名誉教授	荒牧 重雄	
	東京大学	名誉教授	武尾 実	
	(一社)全国治水砂防協会	理事長	大野 宏之	
	日本大学	上席研究員	高橋 正樹	
その他 (第8号)	群馬県高崎市	総務部長		
	群馬県安中市	総務部長		
	内閣府政策統括官(防災担当)	参事官(調査・企画担当)		
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長		
	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	署長		
	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	署長		
	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	所長		
	国土地理院関東地方測量部	部長		
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	隊長		
	長野県小諸警察署	署長		
	長野県佐久警察署	署長		
	長野県軽井沢警察署	署長		
	群馬県警察本部警備部	危機管理対策統括官		
	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	隊長		
	群馬県長野原警察署	署長		
	群馬県高崎北警察署	署長		
	群馬県安中警察署	署長		
	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド 鬼押出し園	支配人		
	しなの鉄道(株)	代表取締役社長		
	(株)白糸ハイランドウェイ	代表取締役		
	東日本高速道路(株)関東支社佐久管理事務所	所長		
	東日本旅客鉄道(株)長野支社	安全企画室長		オブザーバー
	東日本旅客鉄道(株)高崎支社	安全企画室長		オブザーバー
	浅間山ジオパーク推進協議会	事務局長		オブザーバー
	佐久広域連合事務局	事務局長		オブザーバー

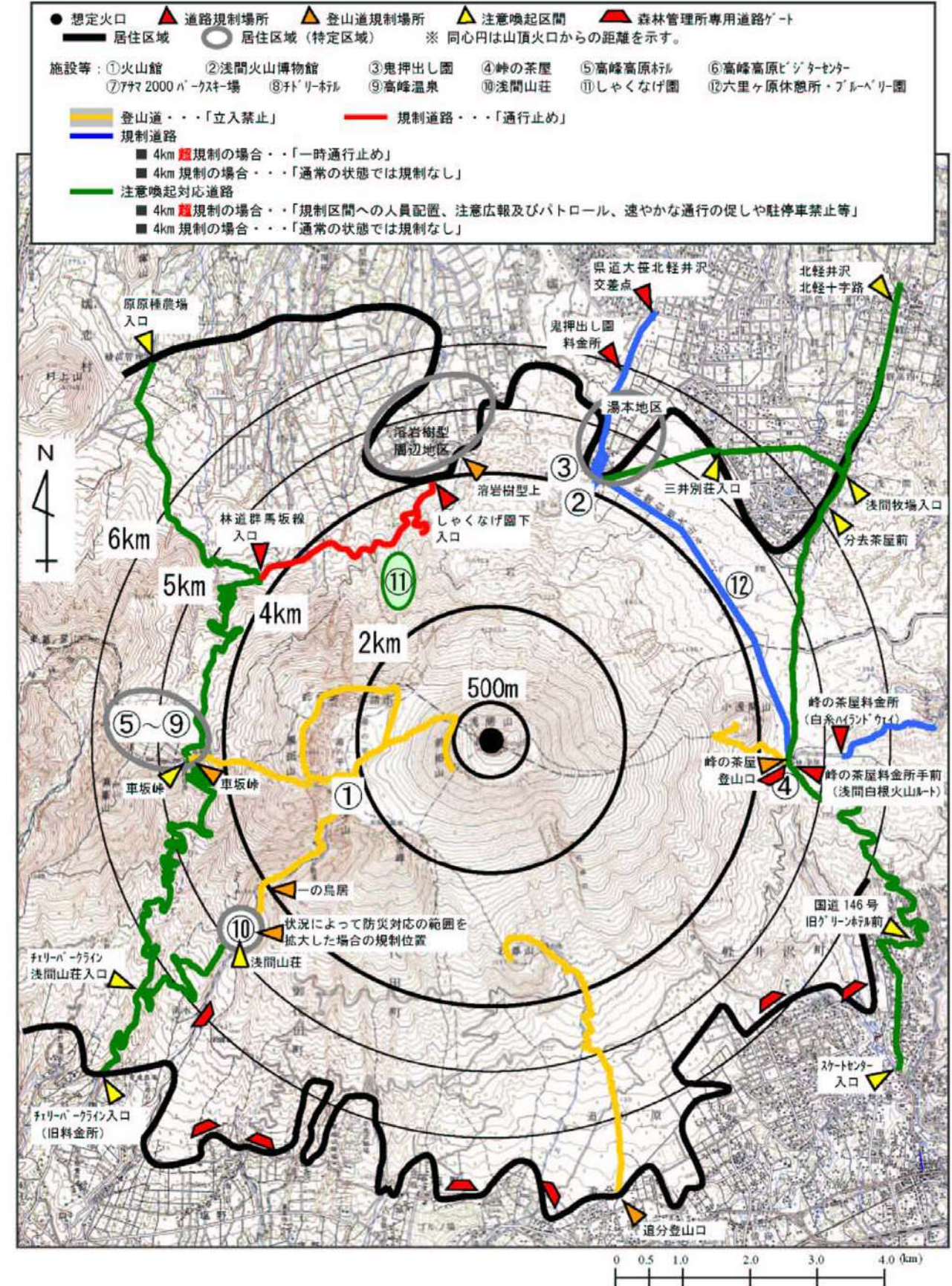
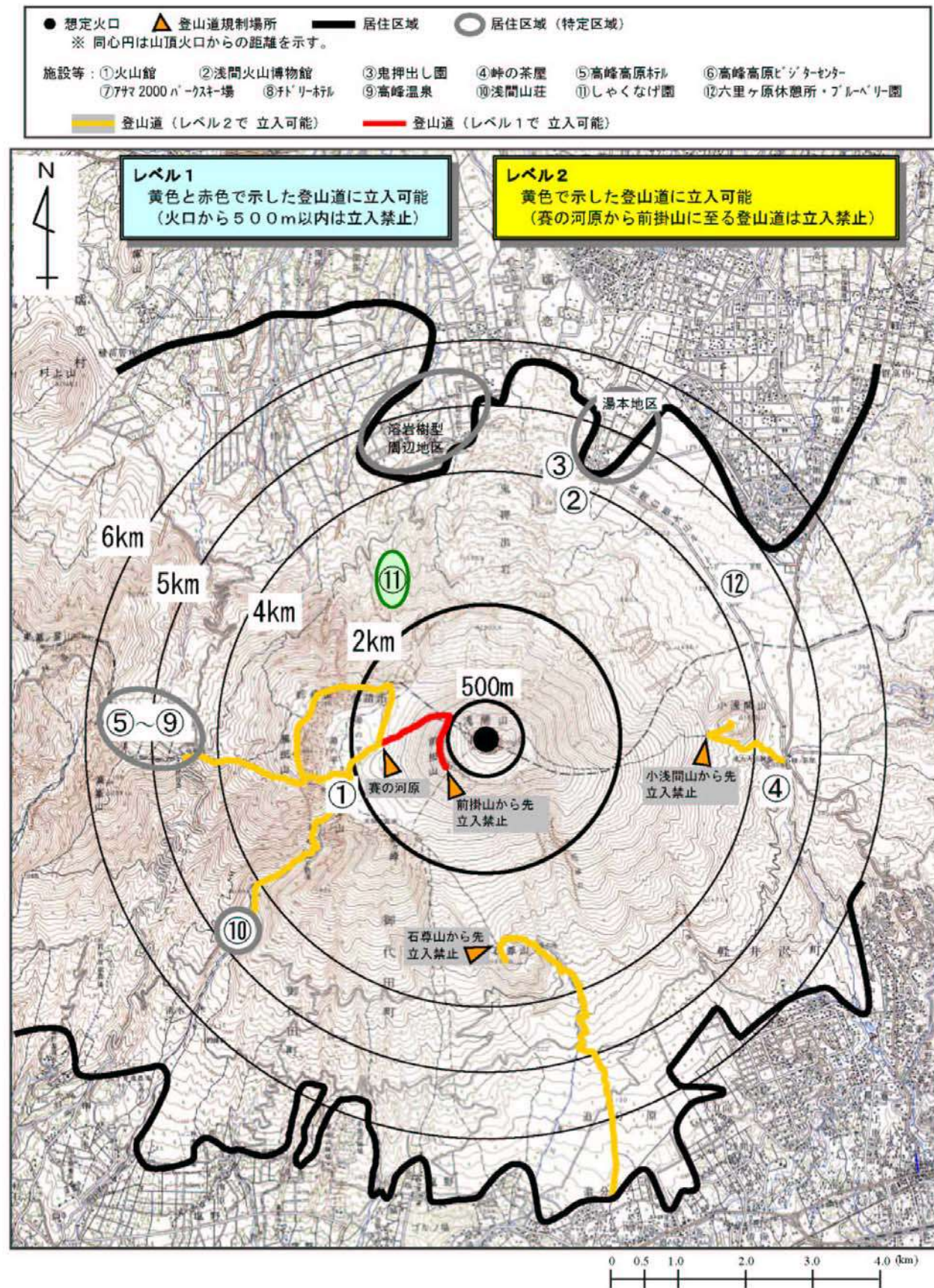
【別表2】(第4条関係)

区分	【機関名】	役職名	氏名	備考
都道府県	長野県危機管理部	危機管理部長		
	長野県建設部砂防課	課長		
	長野県佐久地域振興局	局長		
	長野県佐久建設事務所	所長		
	群馬県	危機管理監		
	群馬県県土整備部砂防課	課長		
	群馬県吾妻行政県税事務所	所長		
	群馬県中之条土木事務所	所長		
	群馬県高崎行政県税事務所	所長		
	群馬県高崎土木事務所	所長		
群馬県安中土木事務所	所長			
市町村	長野県小諸市	危機管理課長		
	長野県佐久市	危機管理課長		
	長野県北佐久郡軽井沢町	総務課長		
	長野県北佐久郡御代田町	総務課長		
	群馬県吾妻郡長野原町	総務課長		
群馬県吾妻郡嬭恋村	総務課長			
地方気象台等	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター	火山防災官		
	気象庁東京管区気象台	地震津波火山防災情報調整官		
	気象庁前橋地方気象台	防災管理官		
	気象庁長野地方気象台	防災管理官		
地方整備局等	国土交通省関東地方整備局	防災対策技術分析官		
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	副所長		
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	総括地域防災調整官		
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	副所長		
陸上自衛隊	陸上自衛隊第12旅団司令部	第3部長		
	陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊	第3科長		
警察	長野県警察本部警備第二課	課長		
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	副隊長		
	長野県小諸警察署	警備課長		
	長野県佐久警察署	警備課長		
	長野県軽井沢警察署	警備課長		
	群馬県警察本部警備第二課	危機管理対策室長		
	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	副隊長		
	群馬県長野原警察署	警備課長		
	群馬県高崎北警察署	警備課長		
群馬県安中警察署	警備課長			
消防	佐久広域連合消防本部	警防課長		
	吾妻広域消防本部	警防課長		
	高崎市等広域消防局	警防課長		
その他	群馬県高崎市総務部	防災安全課長		
	群馬県安中市総務部	危機管理課長		
	内閣府政策統括官(防災担当)	企画官(調査・企画担当)		
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	所長		
	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	総括事務管理官		
	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	総括事務管理官		
	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	国立公園管理官		
	国土地理院関東地方測量部	防災課長		
	東日本高速道路(株)関東支社佐久管理事務所	工務担当課長		
	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド 鬼押出し園	支配人		
	しなの鉄道(株)	運転課長		
	(株)白糸ハイランドウェイ	事務所長		
	東日本旅客鉄道(株)高崎支社安全企画室	副長(副課長)		オブザーバー
	東日本旅客鉄道(株)長野支社鉄道事業部安全企画ユニット	主席		オブザーバー
	浅間山ジオパーク推進協議会	事務局長		オブザーバー
	佐久広域連合事務局	庶務課長		オブザーバー

【別表3】(第7条関係)

	機 関 名
市町村	群馬県吾妻郡長野原町
	群馬県吾妻郡嬭恋村
	長野県小諸市
	長野県佐久市
	長野県北佐久郡軽井沢町
	長野県北佐久郡御代田町
群馬県	群馬県総務部危機管理課
	群馬県県土整備部砂防課
	群馬県吾妻行政県税事務所
長野県	長野県危機管理部危機管理防災課
	長野県建設部砂防課
	長野県佐久地域振興局
国	内閣府政策統括官(防災担当)
	国土交通省関東地方整備局防災室
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所
	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター
	気象庁前橋地方气象台
	気象庁長野地方气象台
気象庁浅間山火山防災連絡事務所	
火山専門家	荒牧重雄(東京大学名誉教授)
	武尾 実(東京大学名誉教授)
	大野宏之((一社)全国治水砂防協会理事長)
	高橋正樹(日本大学上席研究員)

14-9 噴火警戒レベルに応じた防災対応と居住地域（レベル1、2：左図 レベル3：右図）

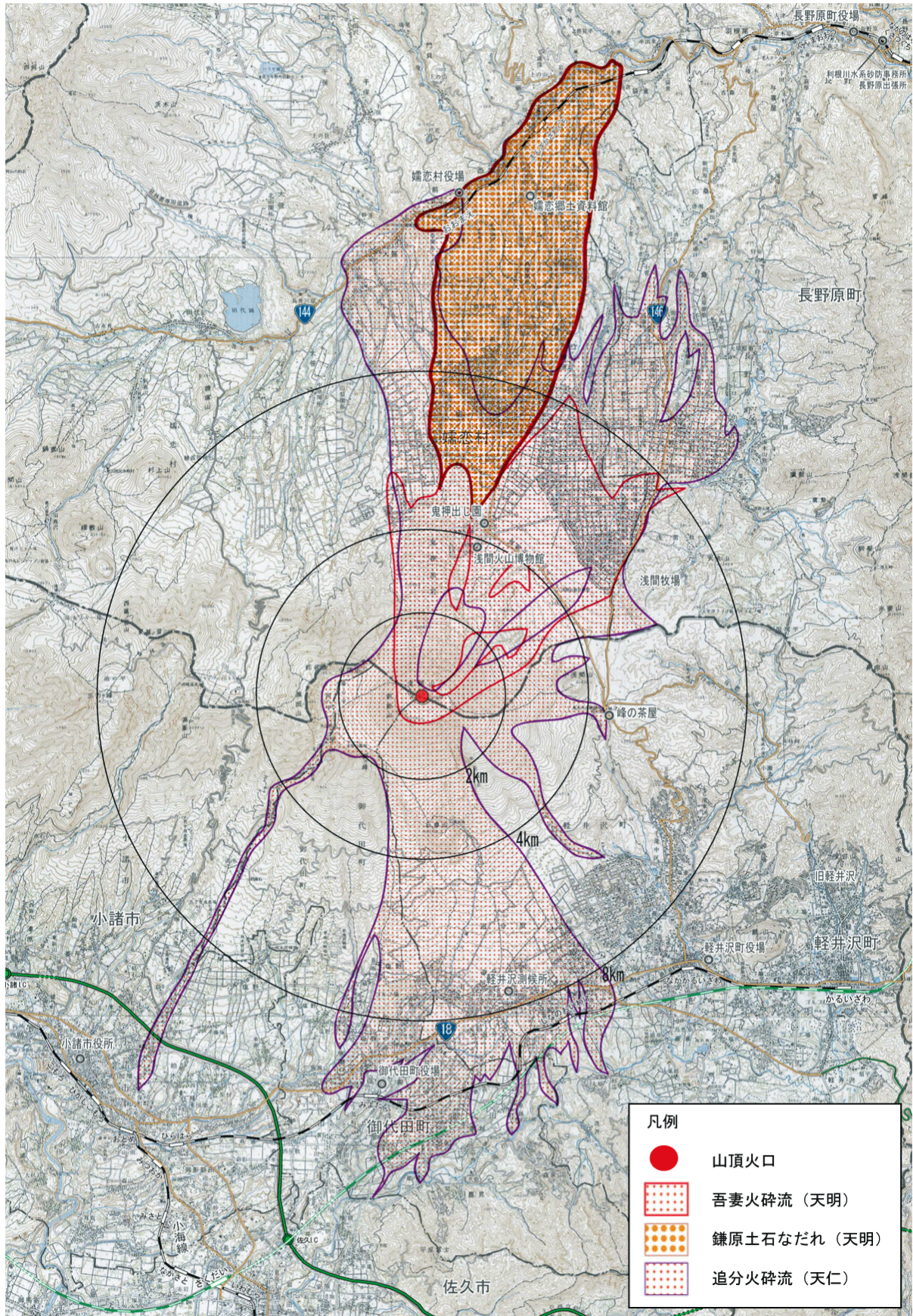


14-9の2 噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル3まで～軽井沢町関係部分）

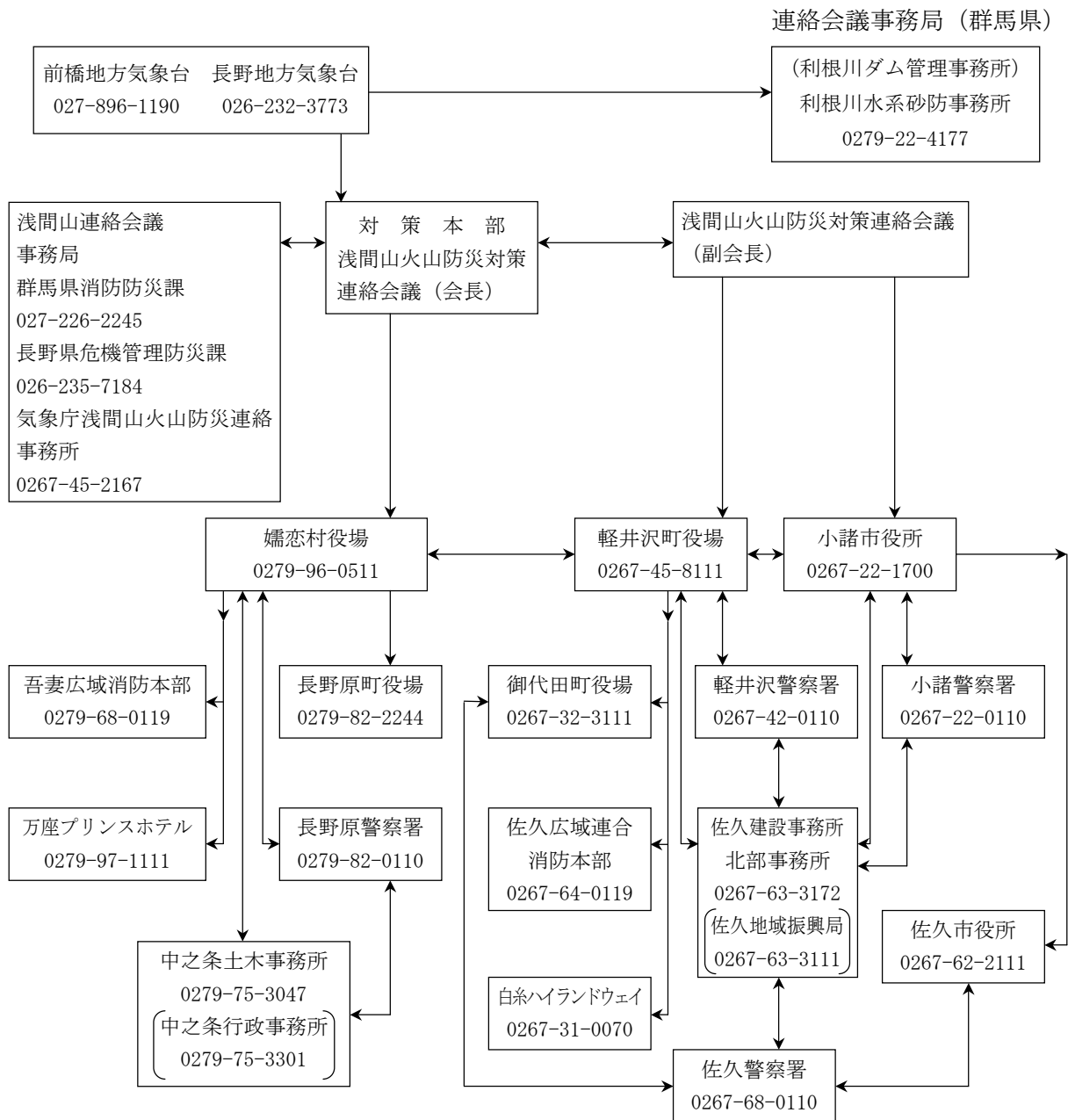
噴火警戒レベル	1	2	3	4	5
種別	予報		警報	特別警報	
名称	噴火予報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報		噴火警報（居住地域）又は噴火警報	
警戒事項	活火山であることに留意	火口周辺規制	入山規制	高齢者等避難	避難
範囲	火口から500m以内	火口から2km以内	火口から4km以内	4km超	
保全対象施設及び道路				※区域の設定必要	※区域の設定必要
居住区				※居住区避難準備 （自主避難・避難行動要支援者 避難あり）	※居住区広域避難等
峰の茶屋			注意喚起		
施設					
峰の茶屋レストラン			注意喚起		
※軽井沢町対応			防災行政無線・広報車等による注意喚起 （健康・農作物・運転・二次災害等について）		
前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合			注意喚起	噴火警戒レベル4、レベル5の防災対応については、 現在、浅間山火山防災協議会において、検討中	
噴火空振り（噴火がない）情報発表時			通常営業		
噴火後もしくは前兆なしの噴火発生時			噴出物の除去及び安全確認後に通常営業		
道路					
※共通事項					
対応機関					
軽井沢町			規制区間に案内看板設置、人員配置等 広報及びパトロール 規制に関する情報発信（ホームページ等）		
軽井沢警察署			警察署に連絡室を設置 看板の設置等 軽井沢町と協力		
長野県（佐久建設事務所）			電光掲示板等による広報、パトロール 噴火発生後は噴石の除去等 群馬県側（国道146号・中之条土木事務所）と連絡調整		
浅間白根火山ルート					
規制区間			峰の茶屋料金所手前（国道146号・白糸ハイランドウエイ分岐付近） （～県道大笹北軽井沢交差点）		
対応機関			(株)プリンスホテル 軽井沢町・軽井沢警察署		
前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合			一時通行止め		
噴火空振り（噴火がない）情報発表時			通常の状態 （一時通行止めの規制解除）		
噴火後もしくは前兆なしの噴火発生時			噴石の飛散状況により一時通行止め（噴石除去） 噴石除去後に一時通行止め解除		

噴火警戒レベル		1	2	3	4	5	
白糸ハイランドウエイ	規制区間			三笠料金所～峰の茶屋料金所			
	対応機関			(株)白糸ハイランドウエイ 軽井沢町・軽井沢警察署			
	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合			一時通行止め			
	噴火空振り（噴火がない）情報発表時			通常の状態 （一時通行止めの規制解除）			
	噴火後もしくは前兆なしの噴火発生時			噴石の飛散状況により一時通行止め（噴石除去） 噴石除去後に一時通行止め解除			
	国道146号線						
	規制区間			旧グリーンホテル前・旧スケートセンター入口 （～分去茶屋前・～北軽十字路）			
	対応機関			長野県（佐久建設事務所） 軽井沢町・軽井沢警察署			
	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合			規制区間への人員配置 通行に関する注意広報及びパトロール （速やかな通行の促し、駐停車禁止等） 電光掲示板等による広報			
	噴火空振り（噴火がない）情報発表時			通常の状態			
噴火後もしくは前兆なしの噴火発生時			噴石の飛散状況により一時通行止め（噴石除去） 噴石除去後に一時通行止め解除（通常の状態）				
登山道							
小浅間山コース	登山口から小浅間山まで登山可能 小浅間山から火口まで立入禁止	※レベル1と同様 登山口から小浅間山まで登山可能 小浅間山から火口まで立入禁止		立入禁止（火口から4km以内立入禁止）			
石尊山コース	登山口から石尊山まで登山可能 石尊山から火口まで立入禁止	※レベル1と同様 登山口から石尊山まで登山可能 石尊山から火口まで立入禁止		立入禁止（火口から4km以内立入禁止）			

14-10 天仁・天明噴火に伴う火砕流及び岩屑なだれの実績図



14-11 浅間山火山防災対策連絡会議関係機関連絡体制（主に道路規制）



※ なお、浅間山火山防災対策連絡会議の会長・副会長からの連絡は、群馬県町村が連絡会議会長の場合には嬬恋村に連絡し、嬬恋村から群馬県関係機関に連絡すること。

長野県市町村が連絡会議会長の場合は、軽井沢町・小諸市に連絡し、軽井沢町・小諸市から長野県関係機関に連絡すること。

また、浅間白根火山ルート、国道146号、チェリーパークライン（市道0106号）、村道鳥居峠車坂線、浅間山荘線（市道1717号）、白糸ハイランドウェイ、林道群馬坂線、町道浅間線等の交通規制を実施する際は、「噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」の別紙1-3道路の具体的な防災対応（レベル3・火口周辺警報）の対応機関が相互に連絡を取り実施すること。

14-12 浅間山の融雪型火山泥流における防災対応の基本方針

平成21年12月22日

浅間山火山防災対策連絡会議

浅間山火山防災対策連絡会議は、浅間山の融雪型火山泥流における防災対応の基本方針を以下のとおり申し合わせ、今後住民に対して、関係自治体・機関は融雪型火山泥流について理解を深めるための広報と合わせて、具体的な取り組みを推進するものとする。

なお、本基本方針は、現状の浅間山観測体制、融雪型火山泥流のハザードマップを基に策定したものであり、今後、これらの変化、改訂等があった場合には、速やかにその見直しを図るものとする。

記

1 融雪型火山泥流の発生又は発生の恐れがある場合の防災対応の基本方針

(1) 関係自治体・機関

避難のための時間を確保するため、迅速に正確な情報を提供し、迅速な避難誘導等の対応を行う。

(2) 住民・滞在者等

ア 沢筋や低地における早めの避難対応

危険度が大きい地域では、自らの判断に基づく自主避難を行う。

イ 流れの方向に直角に避難

近くの高台等高所に、危険個所を通らずに避難する。

ウ 丈夫な建物への避難

泥流の力に耐えうる丈夫な建物に避難する。

エ 避難のための時間がないときの建物の2階以上への避難

屋外に泥流が到達している又は直近まで迫っている場合は、屋外には避難せず、建物の2階以上に素早く避難する。

2 融雪型火山泥流における噴火警戒レベル4・5に対する対応骨子

資料14-13のとおり。

14-13 融雪型火山泥流における噴火警戒レベル4・5に対する対応骨子

現象の確認	遠望監視可能時	【観測された現象】		・中噴火が発生したが、火砕流は発生していない。		・中噴火が発生し、火砕流が発生した。	・居住地区に達するおそれのある融雪型火山泥流が発生した。
	遠望監視不可能時	【観測された現象】	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合	・融雪型火山泥流は発生しない。	・空振、震動の観測データから中噴火発生と判断。 ・空振、震動の観測データが基準より小さい。 (基準：火砕流が発生した過去事例から基準を設定)	・空振、震動の観測データから中噴火発生と判断。 ・空振、震動の観測データが基準を超える。 (基準：火砕流が発生した過去事例から基準を設定)	・居住地区に達するおそれのある融雪型火山泥流発生方向を推定できる。 ・火砕流発生方向が確認できた場合は、融雪型火山泥流発生方向を推定できる。 ・融雪型火山泥流が居住地区に到達するまでの時間は10分程度と推定。 火砕流の流下方向が確認できる場合は、警報発表後30分以内を目途に「火山の状況に関する解説情報」で火砕流の流下方向等が発表される。
		【想定される事態】		・火砕流発生可能性は小さい。 ・融雪型火山泥流発生可能性は小さい。	・火砕流発生可能性がある。 ・融雪型火山泥流発生可能性がある。 ・融雪型火山泥流発生方向は想定不能。		・居住地区に達するおそれのある融雪型火山泥流の到達範囲等については、「火山の状況に関する解説情報」で発表される。
噴火警戒レベル		・火口周辺警報 切迫※1 噴火警戒レベル3 (入山規制) (注意警戒事項に「噴火に伴い火砕流が発生した場合、融雪型火山泥流のおそれ、居住地域の沢筋や低地では注意。))	・火口周辺警報 噴火警戒レベル3 (入山規制)	・噴火警報 噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)	・噴火警報 噴火警戒レベル5 (避難)		
防災対応	避難対応	自主防災組織・住民等	・自主防災組織等による広報周知、パトロール ・災害時要援護者等の避難準備の周知 ・融雪型火山泥流の想定範囲内の沢筋や低地では、注意 ・避難所設置準備	・自主防災組織等による広報周知、パトロール ・災害時要援護者等の避難に対する広報、誘導 ・融雪型火山泥流の想定影響範囲内の沢筋や低地では、警戒 (自主避難含む)	・噴火発生から10分以内で避難することが可能な最近隣避難施設 (ただし、融雪型火山泥流の想定影響範囲外に位置する)、自宅2階や高台等への避難 ・爆発音による状況周知、自主的対応 ・想定される融雪型火山泥流の方向 (地域) を周知		
	市町村・防災関係機関等	・防災無線等による広報周知・パトロール ・災害時要援護者等の避難準備の周知 ・避難所設置準備	・防災無線等による広報周知、パトロール ・各市町村ごとの避難対応 (避難準備情報) ・災害時要援護者等の避難に対する広報、誘導 ・避難所の開設	・防災無線等による広報周知、ニュース速報情報提供 ・噴火発生から10分以内で避難することが可能な最近隣避難施設 (ただし、融雪型火山泥流の想定影響範囲外に位置する)、自宅2階や高台等への避難に関する緊急広報 ・各市町村ごとの避難対応 (避難勧告・指示)・避難所の運営			
	通行規制対応	警察・道路管理者等	・「浅間山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申し合わせ (レベル3)」による通行規制対応等	・「浅間山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申し合わせ (レベル3)」による通行規制対応等 ・上記+融雪型火山泥流の想定影響範囲における通行規制 (準備) ・バリケード、通行規制看板、人員配置による通行規制 (準備) ・電光掲示板による広報、パトロールの実施 ・広域応援要請 (準備) 等 ・鉄道の規制 (準備)	・「浅間山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申し合わせ (レベル3)」による通行規制対応等 ・上記+融雪型火山泥流の想定影響範囲における通行規制 ・バリケード、通行規制看板、人員配置による通行規制 ・電光掲示板による広報、パトロールの実施 ・広域応援要請 (準備) 等 ・鉄道の規制 (準備)		
	被災対応	消防・自衛隊等	・被害情報収集 ・降灰等による被災対応 (個別) ・災害派遣活動準備	・被害情報収集 ・噴石等による被災対応 (個別) ・融雪型火山泥流の発生に備え準備 ・広域応援要請検討等 ・状況により災害派遣活動実施	・被害情報収集 ・噴石等による被災対応 (個別) ・融雪型火山泥流の発生に備え準備 ・融雪型火山泥流発生時の被災対応 ・状況により広域応援要請等 ・自衛隊派遣要請等 ・状況により災害派遣活動実施		

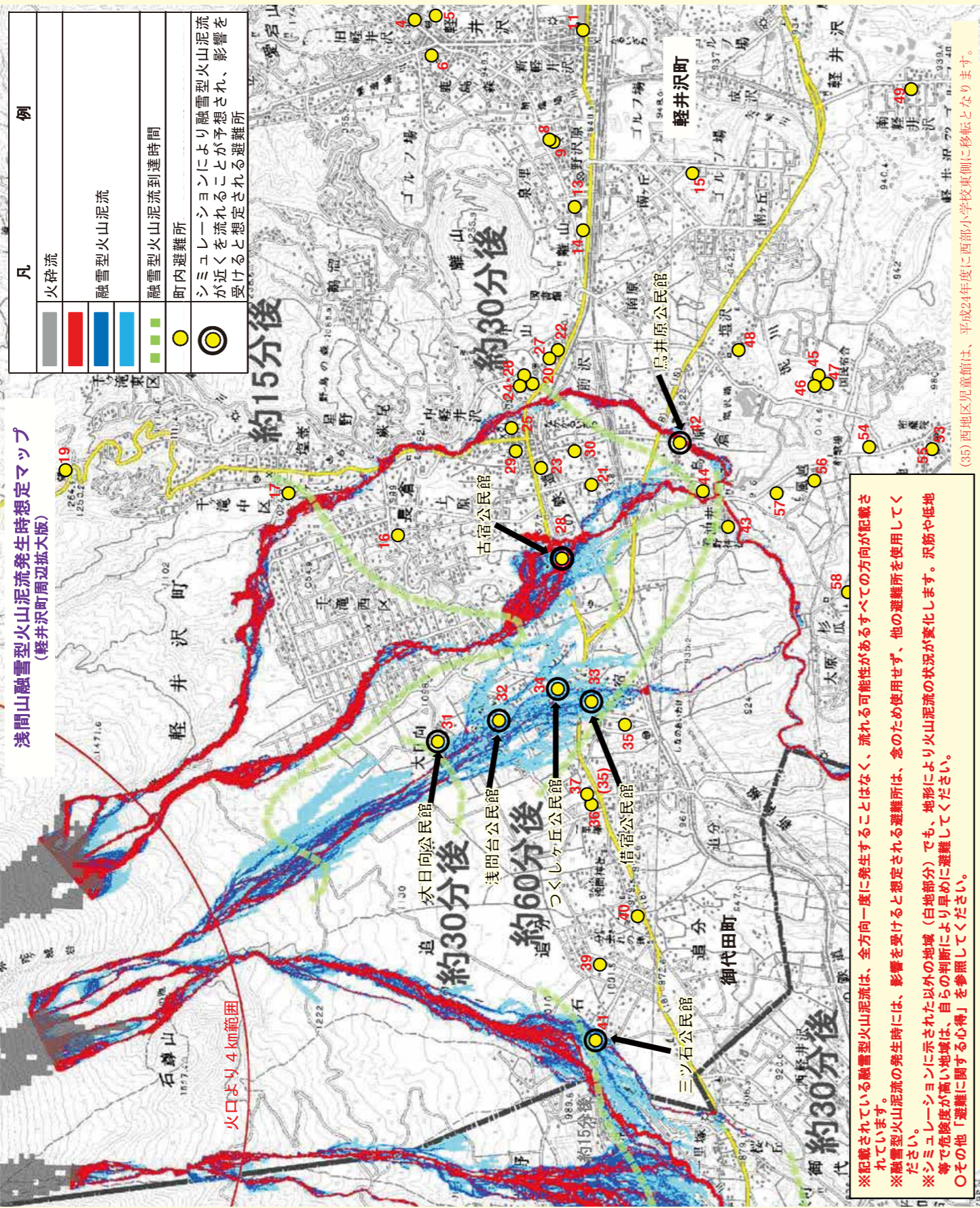
※ この対応骨子は、暫定的なものであり、今後、特にハザードマップが改訂された場合などには、この骨子も見直すこと。

※ この対応骨子は、積雪期に適用する。

※ 中噴火とは、山頂火口から概ね4 km以内に噴石を飛散させる噴火をいう (稀に噴石が概ね4 kmをこえることがある)。ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

※1 前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合には、「火口周辺警報 (噴火警戒レベル3、入山規制)」が「火口から概ね4 kmの範囲に影響を及ぼす噴火が切迫していると予想」という内容で発表される。

14-14 浅間山融雪型火山泥流発生時想定マップ



番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
1	レクの森避難小屋	13	軽井沢高校	37	軽井沢西保育園	49	南沢公民館
2	小瀬避難小屋	14	離山公民館	38	茂沢公民館	50	南沢公民館
3	見晴台避難小屋	15	南ヶ丘公民館	39	軽井沢町第二運動場	51	馬取公民館
4	軽井沢観光会館	16	千ヶ滝西区公民館	40	テニスコート	52	軽井沢72ゴルフ
5	旧軽井沢公民館	17	千ヶ滝中区公民館	41	追分公民館	53	上野地公民館
6	旧軽井沢駐車場	18	千ヶ滝東区公民館	42	三ツ石公民館	54	発地公民館
7	三笠避難小屋	19	万山望避難小屋	43	大日向公民館	55	軽井沢南保育園
8	軽井沢東部小学校	20	軽井沢町役場	44	浅間台公民館	56	南地区児童館
9	東地区児童館	21	軽井沢中部小学校	45	借宿公民館	57	風越公民館
10	軽井沢東保育園	22	軽井沢中学校	46	つくしヶ丘公民館	58	佐久浅間農協軽井沢支所野
11	矢ヶ崎公園管理棟	23	軽井沢中保育園	47	軽井沢勤労者センター		葉出センター
12	成沢公民館	24	軽井沢町中央公民館		スカップ軽井沢		杉瓜公民館

【融雪泥流マップ数値シミュレーション計算条件】

- 噴火の火砕流想定量27万m³ (1958年11月10日噴火規模。明治以降最大規模)
- 山腹積雪50cm (平年規模の積雪量)
- 火口から4方向に流下した計算結果を重ね合わせた図であり、全方向に流れるとは限りません。

《避難のときの持ち出し品》

～すぐに持ち出せるよう準備しておきましょう～
ヘルメット、マスク、ゴーグル、衣類、水・非常食、常備薬、雨具・防寒具類、携帯ラジオ、現金・貴重品、通帳・印鑑・カード、毛布・タオル、電池・ライター、乳児用品、介護用品、救急用品、懐中電灯・ロウソク、その他

区分条件	ゾーン	ゾーン	ゾーン
家屋被害	床下浸水が想定される範囲	木造家屋の損壊と床上浸水が想定される範囲	ゾーン
浸水被害	なし	家屋損壊	木造家屋の半壊・全壊が想定される範囲
歩行避難への影響	床下浸水	床上浸水(家屋1階浸水)	家屋半壊・全壊(建物は泥流の力に耐えられない)
避難行動	歩行可能	歩行困難	家屋2階浸水
泥流が到達する前	歩行可能	歩行困難	歩行困難
泥流が到達してしまっている場合	高台等高所または丈夫な建物の2階以上に避難する	高台等高所または丈夫な建物の2階以上に避難する	高台等高所に避難する

融雪型火山泥流避難に関する心得

- 沢筋や低地等危険度が大きい地域では、早めに避難する。(自らの判断に基づく自主避難)
- 危険箇所を通らず泥流の流れに直角に近くの高台等高所に避難をする。
- 近くに高台等高所がない場合は、泥流の力に耐えうる丈夫な建物に避難する。
- 屋外に泥流が到達している場合又は直ぐそばまで迫っている場合は、屋外には出ず建物の2階以上に避難する。

避難イメージ図

